

○福崎町自転車の放置防止に関する条例施行規則

平成 29 年 12 月 22 日

規則第 17 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、福崎町自転車の放置防止に関する条例(平成 29 年条例第 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(放置禁止区域の指定の告示)

第 2 条 条例第 7 条第 2 項の規定により告示する事項は、次のとおりとする。

(1) 放置禁止区域の指定期日

(2) 放置禁止区域の指定範囲

2 前項の規定は、放置禁止区域の変更又はその指定の解除について準用する。

(放置禁止区域標識)

第 3 条 条例第 7 条第 2 項の規定による放置禁止区域である旨の標識は、第 1 号様式のとおりとする。

(放置自転車に対する措置に係る業務の委託)

第 4 条 町長は、条例第 9 条の規定による自転車の放置に対する措置に係る業務について、必要に応じて民間事業者等に委託することができる。

(身分証明書)

第 5 条 条例第 9 条の規定による自転車の放置に対する措置に携わる職員は、身分証明書(第 2 号様式)を携帯し、関係人の請求があったときはこれを提示しなければならない。

2 前条の規定に基づき自転車の放置に対する措置に係る業務を委託された者は、受託者身分証明書(第 3 号様式)を携帯し、関係人の請求があったときはこれを提示しなければならない。

(保管自転車の告示)

第 6 条 条例第 10 条第 1 項の規定により告示する事項は、次のとおりとする。

(1) 保管を始めた年月日

(2) 保管した自転車が放置されていた区域

(3) 保管自転車の台数

(4) 保管場所

(保管自転車の処分の告示)

第 7 条 条例第 10 条第 2 項の規定により告示する事項は、次のとおりとする。

(1) 処分対象自転車

ア自転車の種別及び車体の色

イ車体に記載されている住所、氏名及び電話番号

ウ車体に記載されている防犯登録番号又は車体番号

(2) 処分の期日

(3) 処分の方法

(機能喪失自転車の認定基準)

第 8 条 条例第 8 条第 6 項ただし書及び第 10 条第 1 項ただし書に規定する明らかに自転車としての機能を喪失していると認められるものは、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 自転車の安全性の確保のため整備を行うことが困難であると認められるもの

(2) 自転車の安全性の確保のため整備を行う費用が、自転車の残存価格に比して著しく不相応と認められるもの

(自転車等の返還手続)

第 9 条 条例第 9 条第 8 項の規定に基づき保管した自転車の返還を受けようとする者は、自転車返還請求書兼受領書(第 4 号様式)を町長に提出しなければならない。

2 条例第 10 条第 4 項の規定に基づき自転車の売却代金の返還を受けようとする者は、自転車売却代金返還請求書(第 5 号様式)を町長に提出しなければならない。

3 前 2 項の規定により保管した自転車又は売却代金の返還を請求する者は、当該自転車の利用者等又はその代理人であることを明らかにするため、次に掲げるもののうち必要なものを提示又は提出しなければならない。

(1) 当該自転車について町から自転車の引取り通知書が送付されているときは、当該通知書

(2) 当該自転車に錠が付いているときは、当該錠を解くかぎ(番号錠のときは、解錠により確認)

(3) 原動機付自転車の返還を請求するときは、当該原動機付自転車の鍵又は原動機付自転車標識交付証明書等所有者の住所、氏名、標識番号等を明らかにするもの

(4) 自転車の売却代金を請求する場合で、当該自転車について防犯登録があるときは、当該防犯登録カード(当該自転車に所有者の住所及び氏名が明記されている場合を除く。)

(5) 前各号(第 3 号を除く。)のいずれにも該当しないときは、身分証明書、運転免許証等引取人の住所及び氏名を明らかにするもの

(6) 自転車の売却代金を受領する者が所有者以外の者であるときは、当該所有者の委任状等委任の意思を明らかにするもの

(撤去費用の免除)

第 10 条 条例第 11 条第 1 項ただし書に規定する町長が認めるときは、次に掲

げるとおりとする。

(1) 当該自転車利用者等が災害、急病又は交通事故等により、自転車を移動できない正当な理由があるとき。

(2) 当該自転車利用者等の責めに帰すべきでない正当な理由があるとき。

2 条例第11条第1項ただし書の規定に基づき撤去費用の免除を受けようとする者は、次に掲げる免除理由に該当することを証する書類のうちいずれかを町長に提示又は提出しなければならない。

(1) 自動車安全運転センターの発行する交通事故証明書又はその写し

(2) 交通機関等の発行する事故証明書又はその写し

(3) 医師(歯科医師及び柔道整復師を含む。)の診断書又はその写し

(4) 消防署の発行する救急搬送証明書又はその写し

(5) 撤去手数料免除理由自認書(第6号様式)並びに身分証明書、運転免許証等
引取人の住所及び氏名を明らかにするもの

(6) その他町長が適当と認めた書類

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年2月1日から施行する。

第1号様式(第3条関係)



備考 自転車は白、円と斜線は赤、円内の地は青、文字は青（福崎町は白）、地は白とする。大きさは75cm×50cm

第2号様式（第5条関係）

表

第 号	
身 分 証 明 書	
所 属	
職・氏名	
生年月日	
<p>上記の者は、福崎町自転車の放置防止に関する条例第9条に基づき、放置自転車に対する警告、放置自転車の撤去等の措置に携わる職員であることを証明する。</p>	
発行年月日	年 月 日
有効期限	年 月 日
福崎町長	印

裏

注 意 事 項
<p>1 この証明書は、他人に貸与又は譲渡しないこと。</p> <p>2 職務執行にあたっては、常にこの証明書を携帯し、関係人の請求があるときはこれを提示しなければならない。</p> <p>3 記載事項に変更があったときは、直ちに町長に届け出なければならない。</p>

第3号様式（第5条関係）

表

第 号
受 託 者 身 分 証 明 書
事業者名 氏 名
上記の者は、福崎町自転車の放置防止に関する条例第9条に基づき、放置自転車に対する警告、放置自転車の撤去等の措置に係る業務を委託された者であることを証明する。
発行年月日 年 月 日 有効期限 年 月 日
福崎町長 印

裏

注 意 事 項
1 この証明書は、他人に貸与又は譲渡しないこと。
2 職務執行にあたっては、常にこの証明書を携帯し、関係人の請求があるときはこれを提示しなければならない。
3 記載事項に変更があったときは、直ちに町長に届け出なければならない。

第4号様式（第9条関係）

自転車返還請求書兼受領書

福崎町長 様

次のとおり自転車の返還を請求し、受領しました。

なお、受領した自転車につきましては、私が一切の責任を負います。

（太枠の中だけ記入してください。）

請求及び受領日	年 月 日		
住 所	〒 ー		
氏 名	Ⓜ	電話番号	()
所有者との続柄	本人・家族・その他 ()		

撤去年月日	年 月 日		
撤去場所	福崎駅・その他 ()	整理番号	
自 転 車	形 式	普通・スポーツ・三輪・折りたたみ・電動・その他 ()	
	色	黒・紺・銀・緑・赤・茶・青・水・桃・灰・黄・紫・白・その他 ()	
	備 考		
確 認 区 分	鍵・免許証・保険証・身分証明書・学生証・その他 ()		
撤去費用	徴収 円・免除（理由)		

盗 難 被 害	届出年月日	年 月 日	
	警 察 署	警察署	交番
	受 理 番 号		
	防犯登録番号		
	被 害 場 所		
	備 考		

返 還 担当者	
------------	--

※氏名を署名した場合は押印を省略することができます。

第5号様式（第9条関係）

自転車売却代金返還請求書

福崎町長 様

次のとおり自転車の売却代金の返還を請求します。

（太枠の中だけ記入してください。）

請求及び受領日	年 月 日		
住 所	〒 ー		
氏 名	Ⓜ	電話番号	()
所有者との続柄	本人・家族・その他 ()		

撤 去 年 月 日	年 月 日		
撤 去 場 所	福崎駅・その他 ()	整理番号	
自 転 車	形 式	普通・スポーツ・三輪・折りたたみ・電動・その他 ()	
	色	黒・紺・銀・緑・赤・茶・青・水・桃・灰・黄・紫・白・その他 ()	
	備 考		
確 認 区 分	鍵・免許証・保険証・身分証明書・学生証・その他 ()		
返 還 金 額	売却代金 円		
納 付 金 額	撤去費用 円・免除 (理由)		

盗 難 被 害	届出年月日	年 月 日	
	警 察 署	警察署	交番
	受 理 番 号		
	防 犯 登 録 番 号		
	被 害 場 所		
備 考			
		返 還 担 当 者	

※氏名を署名した場合は押印を省略することができます。